

公益社団法人 日本速記協会
会費規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員 8,000 円
- (2) 賛助会員 1口 20,000 円

2 この法人は、理事会の承認により、新規会員の入会を促進するために対象及び期間につき、前項の規定にかかわらず、特別に設定した会費を徴収することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費及び第5条に定める入会金は、毎事業年度における合計額の75%以内を当該年度の管理費に使用することができる。

(会費の納入時期)

第4条 会員は、毎事業年度の会費として、3月31日までに会費年額の全額を納入しなければならない。

- 2 会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納金を納入しなければならない。
- 3 退会その他の事由により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

(入会金及び途中入会の会費、納期)

第5条 新たに入会する正会員は、会員規則第5条第3項に定める入会決定通知書を受け取った日から30日以内に、入会金5,000円及びその事業年度分の会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費は、月割りで計算した額を納入することができる。

(会費台帳への記載)

第6条 会員から入会金及び会費が納入されたときは、直ちに会費台帳（第6号様式）に記載する。

(会費の催告)

第7条 会費滞納に対する催告等の手続きについては、理事会で別に定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会及び総会の決議を経るものとする。

附則

- 1 この改正は、平成 27 年 11 月 14 日から施行する。